政策過程のなかの近代文書

―近代日本文書研究の現在―

じめに

は

情報公開法(「行政機関の保有する情報の公開に関する法性報公開法(「行政機関の保有する情報の開に関する法律」平成十一年五月十四日法律第四十二号)により、行政文書・記録は、請求に基づき審査をへて公開されることが原則となった。また、情報公開法第四〇条にもとづく機関としてとなった。また、情報公開法に基づき審査をへて公開されることが原則書・記録は、請求に基づき審査をへて公開されることが原則書・記録は、請求に基づき審査をへて公開されることが原則書・記録は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法ととなる。

なかには、既に、公文書館等で公開されている史料の一架

小

池

聖

現されてこなかった一因とも言えるだろう。 現されてこなかった一因とも言えるだろう。 現されてこなかった一因とも言えるだろう。 現されてこなかった一因とも言えるだろう。 現されてこなかった一因とも言えるだろう。

その相対化を助長することとなった。結果として日本近代史クス主義史学の現実と未来を喪失させ、歴史教科書問題は、しかし、ソ連・東欧の崩壊にともなう冷戦の終焉は、マル

位置付けに「基準」はない。また、報道される「新資料」の

報道がマスコミを賑わせているものの、「新資料」の意義・

一方で、新たな公文書の公開を含め、「新資料発掘」との

この近代文書・記録のあり方の問題ともなろう。 この近代文書研究も、現在、二つの方向性を持つようになっている。一つは、近代文書論・文書学を歴史学(そのもとでている。一つは、近代文書論・文書学を歴史学(そのもとでの史料学)の基礎分野として、より実証の精緻化に貢献させつ方向性である。もちろん、両者は不即不離の関係にあるが、つ方向性である。もちろん、両者は不即不離の関係にあるが、つ方向性である。もちろん、両者は不即不離の関係にあるが、本稿が対象とする後者の方向性は、最終的には、情報公開法、本稿が対象とする後者の方向性は、最終的には、情報公開法、本稿が対象とする後者の方向性は、最終的には、情報公開法、一定の方向性を持つようになっている。

かにすることとしたい。

東路を有する方向性としての近代文書学の意義について明ら過程のなかで文書の派生について考察し、最後に、現実への近場からする近代文書の分類を行う。そして、第三に、政策立場からする近代文書の分類を行う。そして、第三に、政策で基本ので文書の派生について考察し、実証主義歴史学のの場からすることとしたい。

1. 近代文書学研究の問題点

文書研究序説―』(弘文堂、平成十二年〈二〇〇〇年〉)であ研究は、中野目徹氏の著書『近代史料学の射程―明治太政官本稿を執筆にあたって参考にした最もすぐれた近代文書論

る。

本書の序章で、近代文書論と古文書学とは、異なった存在本書の序章で、近代文書については、類型化にあたって近とされる。一方、近代文書については、類型化にあたって近とされる。一方、近代文書については、類型化にあたって近とされる。一方、近代文書については、類型化にあたって近とされる。一方、近代文書については、類型化にあたって近とされる。一方、近代文書学は、考古学等による歴史を再現する多元的な媒体と方法により相対化され、文書館学や記録史とされる。古文書学とは、異なった存在本書の序章で、近代文書論と古文書学とは、異なった存在本書の序章で、近代文書論と古文書館学であり、記録史書館と古文書館学であり、記録中である。

の研究領域を発展させたのである。 、史料の領域を広げ、精緻化させていき、その記録史料学 でいった。そして、この過程で情報学的な分析視角を取りい 群・記録群作成母体の組織管理構造と機能の解明へと向かっ 群・記録群作成母体の組織管理構造と機能の解明へと向かっ でいった。そして、この過程で情報学的な分析視角を取りい でいった。そして、この過程で情報学的な分析視角を取りい でいった。そして、この過程で情報学的な分析視角を取りい でいった。その記録史料学 でいった。その記録史料学 これに対して中野目氏は、近代史料学のなかの近代文書論されて、三つの視点を可能性として提示している。第一に、近代史料学自体を歴史学者が、記録史料学とは、研究対象が違うため別個される。そして、記録史料学とは、研究対象が違うため別個される。そして、記録史料学とは、研究対象が違うため別個される。そして、記録史料学とは、研究対象が違うため別個される。そして、記録史料学とは、研究対象が違うため別個される。そして、記録史料学とは、研究対象が違うため別個される。そして、記録史料学とは、研究対象が違うため別個される。第二に、近代史料学の対象は、研究材料と中共学は歴史学者が、記録史料学とは、研究対象は、近代史料学の対象は、近代史料学のなかの近代文書論方法として、三つの意思決定プロセスを解明することが課題となる」としていの意思決定プロセスを解明することが課題となる」としていの意思決定プロセスを解明することが課題となる」としている。思決定プロセスを解明することが課題となる」としていた。

礎領域であるという点に賛成である。また、 できない。むしろ、 われる。このため、公文書だけでは、全ての政治過程は理解 な意思決定の「場」は、 的機関のみで決定されるわけではなく、往々にして最も重要 心とする意思決定プロセスの解明が課題であるとの認識でも 書と私文書とを分けつつも、近代文書学においては、 の重要性が勝っている場合も多い。このため、 致している。しかし、近代日本の意思決定プロセスは、公 この意見に対し、筆者は、 近代日本の政治過程の解明には、 私的な関係および私的な「場」で行 第一の史料学が歴史学共通 第三の原議を中 筆者は、 政策過 私 公文 文書 の 基

か、 な資料批判を行いつつ)、研究に資する必要性が有ろう。 ら、三十年を一つの目安とする公開原則のもとで行う必要性 となく、全ての公文書を対象とすべきであろう。勿論 る。このため、実際に研究対象として手に取ることができる 今日的な課題として政策研究・政策科学の対象ともなってい うが、近代史・現代史の意思決定プロセスの解明それ自体が、 アカデミズム歴史学のなかで位置付けるうえでは重要であろ が有ろう。さらに、非現用記録に限ることは、近代史料学を ル・政策過程のなかで文書学の枠組みとして構想する必要性 公開機関の設立を期しつつ、公文書と私文書両者を同一レベ 私文書(特に政治史を中心とした)に関する中心的な情報 明する時、困難が生じている。それゆえ情報公開法に対応し、 代文書)。このため、近代・現代の日本政治史や外交史を解 文書を中心とする個人文書が退蔵されることがある 請求制度を利用して現用記録・文書の公開を促進させ が有ることは認めざるを得ない。とはいえ非現用記録を強調 の公文書を対象とするといっても、 の公文書館・文書館では、公文書を中心とするがゆえに、 ナリティーや、個人的環境等が重要であるためである。 すれば、研究対象を狭めることとなる。それゆえ、 できないか、ということとは別に、非現用記録に限るこ 現用記録との兼ねあ 情報公開 (特に近

政策立案等を行う上でも、近代文書学のもつ機能論が有効で構想することは、現在の意思決定プロセスの解明や、新たな上記のように、非現用記録に限ることなく、近代文書学を

程分析において同一レベルで構想する必要性があると考えて

. る。

それは、

意思決定を考える場合、

意思決定者のパーソ

なプロセス解明に寄与するものと考えるためである。として政策過程分析に有用であり、また、その多元的で複雑近代文書学は、他面で政策科学分野における「政策情報論」あると考えるからである。すなわち、近代文書を対象とする

治学、行政学等)が必要となっている。

する必要性は、まさに対象となる機関の政策過程が理解され、ればならない。それゆえ、非現用記録化される過程で、保存ためにも、現用記録の非現用記録化を想定させるものでなけためにも、現用記録・文書は、これから歴史資料化する現用る。対象となる記録・文書は、これから歴史資料化する現用そのうえで、筆者は、近代文書学を次のように構想してい

い。第二に、政策過程の解明にあたっては、意思決定の実態い。第二に、政策過程の解明にあたっては、意思決定の実態い。第二に、政策過程の解明にあたっては、意思決定の実態が理解されなければならない。その意味で、原議を中心とする公文書のみならず、政策過程の意思決定を明らかにする私文書(日記、書簡等)も、組みこんだものでなければならない。第三に、近代文書学の担い手は、ドキュメンタリストではなく、記録資料管理論等も含みつつ、歴史資料それ自体をはなく、記録資料管理論等も含みつつ、歴史資料それ自体をさる資料を利用する諸研究への過程を理解できるアーキビストであるべきである。以上により、近代文書の類型化を試みることとしたい。

2. 近代文書の類型化

近代文書で最も重要なのは、政策的意思決定過程が判明す近代文書で最も重要なのは、政策的意思決定過程を中心に公文書(行政文書・意思決定には、レベルが存在し、国際機関、国家、地方公共団体等の公的機関から、企業の意思決定支書まで多岐にわたることはいうまでもない。定文書をでは、近代日本文書における公的機関の文書・たこで本章では、近代日本文書における公的機関の文書・たこで本章では、近代日本文書における公的機関の文書・記録と当事者のメモ・書簡等とを、国家意思決定過程が判明するのである。

それを再現できる原議を中心とする資料群でなければならな

きよう。その際、正本と副本

いし他官庁等に回覧。多元的な政策要請から立案までの過程

急速なマスメディアの発達は、

膨大

合、文書としての陳情・請願は、政策要請文書として分類で

(写)が作成され、

関係局課な

な情報量をテレビ・ラジオ・新聞等の多様な媒体によって瞬

に影響を与えた。戦後、

(1) 公文書 (意思決定文書)

なものである。 このことを念頭に、少々強引だが類型化すれば、次のよう

①陳情・請願、来信・来電

また、国内では、陳情・請願に基づく政策立案がなされた場ン(あるいは押印)があり、本問題の重要度を理解できる。務省においては、閲覧範囲が理解できる決裁書式同様のサイ務省においては、閲覧範囲が理解できる決裁書式同様のサイの事件情報等は、在来公館等からの信書あるいは電報によりの集立案の必要性をもたらす文書である。戦前期、海外で政策立案の必要性をもたらす文書である。戦前期、海外で

料として保管される。

料として保管される。

本の他の副本(写)は、関係局課に代替案作成および検討材である。その他、政策を要請する文書ということでは、正本は、主管局課作成の記録(簿冊)に担当官により綴られ、正本は、主管局課作成の記録(簿冊)に担当官により綴られ、正本は、主管局課作成の記録(簿冊)に担当官により綴られ、正本は、主管局課作成の記録(簿冊)に担当官により綴られ、政策立をの地で調整される。その他の副本(写)は、関係局課に代替案作成および検討材料として保管される。これに伝え、政策立案の必要性を認知させる場合もある。これは、政策立案の必要性を認知させる場合もある。これは、政策立案の必要性を認知させる場合もある。これは、政策立案の必要性を認知させる場合もある。これは、政策立案の必要性を認知させる場合もある。これは、政策立案の必要性を認知させる場合もある。これは、政策立案の必要性を認知させる場合もある。これは、政策立案の必要性を認知させる場合もある。これは、政策立案の必要性を認知させる場合もある。これは、政策立案の必要性を認知させる場合もある。これは、政策立案の必要性を表して、政策立案の必要性を表して、対策を表して、政策立案の必要性を表して、対策を表しますが、対策を表しますが、対策を表しまする。

② 原議

れた政策の意義を明らかにできるだろう。 正等が、どの過程で行われたかを特定できるならば、決裁×また、付箋等がつけられる場合もある。この削除、加筆、示原義には、この過程で削除、加筆、訂正がおこなわれる。

しかし、政策立案から決定過程の間で、主管局課作成の文 と原議を比較すれば、より加筆、訂正、削階で写を作成し、これを手許資料(「控」)として残す場合が を知る重要な文書であり、原議として分類可能であろう。原 を知る重要な文書であり、原議として分類可能であろう。原 を知る重要な文書であり、原議として分類可能であろう。原 を知る重要な文書であり、原議として分類可能であろう。原 を知る重要な文書であり、原議として分類可能であろう。原 を知る重要な文書であり、原議として分類可能であろう。原 を知る重要な文書であり、原議として分類可能であるう。原 を知る重要な文書であり、原議として分類可能であるう。原 を知る重要な文書であり、原議として分類可能である。 とのような「案」は、原議に対する代替案としての意味も持っ とのような「案」は、原議に対する代替案としての意味も持っ とのような「案」は、原議としての意味と対っ を知る重要な文書であり、原義として殺力ではない。決裁過程お とのような「案」は、原義として殺力ではない。決裁過程お とのような「案」と原議を比較すれば、より加筆、訂正、削 ある。この「写」と原議を比較すれば、より加筆、訂正、削 ある。この「写」と原議を比較すれば、より加筆、訂正、削 ある。この「写」と原議を比較すれば、より加筆、訂正、削 ある。この「写」と原議を比較すれば、より加筆、訂正、削 ある。この「写」と原議を比較すれば、より加筆、訂正、削 ある。この「写」と原議を比較すれば、より加筆、訂正、削 ある。この「写」と原義を比較すれば、より加筆、訂正、削 ある。この「写」と原義を比較すれば、より加筆、訂正、削

ある。

・
のように、多くの加筆、訂正、削除等がなされる原議は、このように、多くの加筆、訂正、削除等がなされる原議は、

③ 「案」

の集約点として存在し、その意見の偏在が政策的意思決定に政策立案が常に単線的に存在するのではなく、多元的な意見された文書とは違う政策的可能性を示唆する。なぜならば、方により、その文書の重要度を測る要素となる。また、決裁るいは決裁途中で破棄された文書である。決裁の有無・ありここでいう「案」とは、政策として採用されなかった、あ

るうえでも重要な文書である。を明らかにするからである。同時に遂行された政策を評価すおける焦点と、重要度、後に歴史的分析を行う上での争点等

題について作成された「案」は、対案としての意味を有し、を表す。また、主管以外の関係局課および他官庁等で同一問決裁途中で廃案となったものは、主管局課内での意見の偏在政策立案にあたっての起案意図を明らかにし、主管局課内で政策立案にあたっての起案意図を明らかにし、主管局課内で

に「写」が手交された場合、主管局課で保管される。された対案は、その元本が関係局課内で保管され、主管局課段階で「控」として保管される。また、関係局課により作成過程で廃案となった場合は、決裁をしなかったレベルの下の過程で廃案となった場合は、決裁をしなかったレベルの下のの担当官(課長の場合もある)が有し、政策立案から決定のの担当官(課長の場合もある)が有し、政策立案から決定のの担当官(課長の場合は、主管局課

るといえよう。

歴史的にみれば争点を形成したことを明らかにする文書であ

④ 写

る。そして、量的には、関係する局課および関係官庁の数だクションの対立および関係官庁間の合意形成過程を示唆すれる文書、および決裁途中の原議および原議の複写である。外の関係局課に配布され検討される文書と他官庁等に伝達さ外の関係局課に配布され検討される文書と他官庁等に伝達さここでいう「写」とは、政策要請文書を複写して、主管以

で、記録化(簿冊化)にあたって整理する必要性がある。削除の事実と、それがどの段階でなされたかを特定したうえ

⑤往電・往信、

移牒・命令等伝達文書

要求する文書ともなりえるものである。

内で情報を伝達するとともに、結果として新たな政策要請を

本文書は、政策過程の結果としての政策を執行過程の範囲

官庁等に伝達された場合、主管官庁とは違った権益等から、け存在することとなる。また、政策要請文書の場合には、他

別の政策を要請する場合もある。

過程における合意成立の理由も明らかにする。 して、主管官庁・局課と違う、意見の偏在を示す加筆・訂 して、主管官庁・局課と違う、意見の偏在を示す加筆・訂 して、主管官庁・局課と違う、意見の偏在を示す加筆・訂 として、主管官庁・局課と違う、意見の偏在を示す加筆・訂 して、主管官庁・局課と違う、意見の偏在を示す加筆・訂 して、主管官庁・局課と違う、意見の偏在を示す加筆・訂 して、対対に資されたことを意味する。「写」には、往々に のに、検討に資されたことを意味する。「写」には、往々に のに、検討に資されたことを意味する。「写」には、往々に

課長等の手許文書も合わせて「写」については、加筆、訂正、課長レベルで「控」として保管する場合が多い。また、関係局課でも、決裁までの文書を保管する場合が多い。また、関係局課でも、決裁までの文書を保管する場合が多い。また、関係局課でも、立ととなった。このため、多量の「写」のなかから重要なをこととなった。このため、多量の「写」のなかから重要なることとなった。このため、多量の「写」が大量に作成され戦後は、コピー機の普及により、「写」が大量に作成され

公文書に加筆・修正等の記入を行なった文書が残ることはま「サボタージュ」等の事実も判明する。ただし、決定されたが実際どのように行われたのか、執行段階での「読み替え」また、送付先での加筆、訂正、削除等があれば、その政策

れである。

解釈が加えられる場合が多々あることが理解できよう。解釈が加えられる場合が多々あることが理解できよう。のもとに信じられている。しかし、外務省文書・記録のみなのもとに信じられている。しかし、外務省文書・記録のみなのもとに信じられている。しかし、外務省文書・記録のみならず、後述の私文書と照合すれば、執行を司る者によって忠のもとに信じられる。しかし、外務省文書・記録のみならず、後述の私文書と照合すれば、執行を司る者によって忠いであった。という点に無関が法令の成立で終り、いかに執行されたか、という点に無関が法令の成立で終り、いかに執行されたか、という点に無関が法令の成立で終り、いかに対している。

(2) 私文書_[5]

このため、政策過程のなかで近代文書学を理解するためにも、た、非公式機関や非公式の「場」における意思決定は、公官を過程における意思決定権者の意思、そこに加えられた修正や決定過程における意思決定権者の意思、そこに加えられた修正や決定過程における意思決定権者の意思、そこに加えられた修正や決定過程における意思決定権者の意思、そこに加えられた修正や決定過程における意思決定権者の意思、そこに加えられた修正や決定過程にからくる特徴が読みこめならず、その均外にある。まには、政策過程の基礎的な部分を理解で上記の公文書のみでは、政策過程の基礎的な部分を理解で

私文書の存在は重要である。

7

報の質・内容から分類が可能である。この私文書を類型化する場合には、その形態にともなう情

①日記・メモ(覚書

政策過程に参与した人物の「日記」「メモ(覚書)」が挙げ政策過程に参与した人物の「日記」「メモ(覚書)」が挙げる政策決定の実態を明らかにしえる重要資料である。特に、政策が非公式機関や非公式な場でおこなができる。また、「日記」は、政策過程に参与した人物の状況、くなる。また、「日記」は、政策過程に参与した人物の状況、くなる。また、「日記」は、政策過程に参与した人物の状況、い理だけでなく、政策志向性を含めて理解することができる。また、政策過程全般にわたる多様な情報に加え、非公式機関また、政策過程全般にわたる多様な情報に加え、非公式機関また、政策過程に参与した人物の「日記」「メモ(覚書)」が挙げ政策過程に参与した人物の「日記」「メモ(覚書)」が挙げ政策過程に参与した人物の「日記」「メモ(覚書)」が挙げた場合、政策決定の実態を明らかにしえる最重要な資料であた場合、政策決定の実態を明らかにしえる最重要な資料であた場合、政策決定の実態を明らかにしえる最重要な資料であた場合、政策決定の実態を明らかにしえる最重要な資料であた場合、政策決定の実態を明らかにしえる最重要な資料であた場合、政策決定の実態を明らかにしえる最重要な資料であた場合、政策決定の実施を明らかにしえる最重要な資料である。

要な位置をしめる文書なのである。
る。つまり、政策過程を情報学として分析する場合にも、重悠や政策のみならず政治状況全般の情報流通を明らかにす態や政策のみならず政治状況全般の情報流通を明らかにす態が政治ないくものの、明治・大正期においては、政策決定の実働的では、電話の普及により、その重要度を書簡自体の情報内容は、電話の普及により、その重要度を

②書簡

③配布文書

意義を強く持つものである。 (a) これらの分類と意義は、前述「(1)公文書としての なのであるが、その政策参与者の履歴と仕事にそって派生し、 また、それが当事者にとって意義を有するがゆえに私蔵されまた、それが当事者にとって意義を有するがゆえに私蔵されまた、それが当事者にとってが選を なのであるが、その政策参与者の履歴と仕事にそって派生し、 は、その派生の が明かとなるだろう。このような「私文書」は、その派生の が明かとなるだろう。このような「私文書」のような これらの分類と意義は、前述「(1)公文書」のような

3. 政策過程のなかの近代文書

思の政策過程を一例に類型化を以下では試みることとする。が政策過程のなかでどのように、派生するかについて国家意以上のような「公文書」と「私文書」に分類したが、これ

(1)政策立案過程

こととなる。 公官庁を中心とする政策立案は、次のような経過をたどる

臣) 臣)

第三としては、政策参与者が持ちかえった「公文書」であ

る場合は稀である。

これは記録の生成過程にも起因する。

各局課等で作成され

以上のような過程から、

次のことが言えよう。

等に打診を基本的に主管課長が中心となっておこなう。等に打診を基本的に主管課長が中心となっておこなう。 対別報における公文書(現在は財務省)主計官をは、文書のように、即時性が必要な電信案等の場合、採用されなかった案は決裁途中で破棄された電信案がそれに相当されなかった案は決裁途中で破棄された電信案がそれに相当されなかった案は決裁途中で破棄された電信案がそれに相当されなかった案は決裁途中で破棄された電信案がそれに相当では、文書のように、即時性が必要な電信案等の場合、採用によける公文書(原議)は、担当官(或いは課長)との過程における公文書(原議)は、担当官(或いは課長)

等がある。 場合、メモ書の添付(クリップ等)、付箋がつけられる場合 除で理解できる。その方法は、各種案に直接加筆等がされる 視する外務省文書においては、どの段階で行なわれたかが筆 階でなされたものか明確にならない場合が多い。 るペンの色を変える等の行為を行なっていないため、どの段 ないことの方が多いのである。理由は、起案責任を主管課長 跡から判明するものの、外務省以外の国内官庁等では、 われるのであるが、担当官のメモ等が添付されて記録として 綴り込まれる場合もあるが、 この政策立案の過程は、公文書では各案の訂正・加筆・削 この過程では、 主管課内で集団的に起案を行なうことが多いためで しかし、その加筆・訂正等は日本の場合、 上記のように、 公文書において添付等されてい 調整・根回し等が行な 即時性を重 使用す 判ら

纂)、意見の相違が記録として残っていることがある。纂)、意見の相違が記録ともあわせ記録を再編するため(編される際、関係局課との間で行なわれるがその多くが口頭で行をわれるため、多くの場合、資料として残らないのである。なわれるため、多くの場合、資料として残らないのである。なわれるため、多くの場合、資料として残らないのである。この点、外務省記録の場合は、戦前期、文書課記録班に収蔵される際、関係局課からなされ、「原議」と同時期に回付された「写」関係局課からなされる。

対応する政策立案がなされる資料を確認することもできる。対応する政策立案がなされる資料を確認することもできる場合もある。中央から地方に通牒される場合に世解できる場合もある。中央から地方に通牒される場合に付されており、これに対する意見と対応する政策立案過程を付されており、これに対する意見と対応する政策立案過程を書については、陸軍省・海軍省・元老等にも浄書のうえ、回書については、陸軍省・海軍省・元老等にも浄書のうえ、回書に対している場合を表

政策決定過程へと昇華されるのである。

やして、関係局課および基本的に関係他官庁との間で基本
をして、関係局課および基本的に関係他官庁との間で基本
のうえで、大臣の決裁をへて次官会議・閣議等の
正等とサイン(決裁)によって合意が形成されたことが理解
正等とサイン(決裁)によって合意が形成されたことが理解
正等とサイン(決裁)によって合意が形成されたことが理解
正等とサイン(決裁)によって合意が形成されたことが理解
できる。そのうえで、大臣の決裁をへて次官会議・閣議等の
できる。そのうえで、大臣の決裁をへて次官会議・閣議等の
できる。そのうえで、大臣の決裁をへて次官会議・閣議等の
のできる。そのうえで、大臣の決裁をへて次官会議・閣議等の
のできる。

第一

ついては、当事者の日記およびメモ等に依存する(「日記」でなされた関係局課および関係他官庁等との合意形成過程にでなされた関係局課および関係他官庁の公文書に依存せざるをえない。関係局課および関係他官庁の公文書に依存せざるをえない。加筆・訂正・削除等から立案過程が理解できる。第二に、し加、成案となった政策(原議)の過程は、原議そのものへのに、成案となった政策(原議)の過程は、原議そのものへの

ては、オーラル・ヒストリーの方法が有効である。程における当事者の意図と、合意形成の実態に迫るものとしから日記等の公開が困難なことが多い。これを補い、政策過日記等が必要となるのである。そして、戦後、関係者の存在を中心としながらも、その対案および関係のメモ、当事者のこのため、政策過程を完全に再現するためには、「原議」

4) 政策決定過程

である。 にともなう政策決定方法の変化が、それをもたらしているのにともなう政策決定方法の変化が、それをもたらしているのる政策にともない参加するアクターが異なり、また、時間軸政策決定過程は、立案過程と同じく多様である。対象とな

ける文書のあり方について概述する。 そこで、本稿では、戦前と戦後に分けて政策決定過程にお

謀本部・海軍軍令部(軍令部)とともに分立し、戦時におい

あったが、天皇の諮問機関である枢密院、

統帥権を有する参

このため国家意思最高決定機関は、平時においては内閣

① 戦前

閣議請議→閣議決定→上奏・裁可→政令として執行(→主管官庁)

→(予算案等)議会へ回付・審議・决定→上奏・裁可→実施・執行→(条約案等)枢密院での審議・决定→上奏・裁可→実施・執行

閣僚への根回し

② 戦後

「手記」「メモ」「手帳」等の形態を持つ)。

次官会議(閣議請議案の決定)→閣議決定→政令として執行(→主管官庁)

→ (立法·予算) 国会·審議·決定 (委員会→本会議) →実施·執行

. →

自民党(与党)政調→合意形成——→(各部会)・総務会(幹事長)

関係ににおいて存在していたためである。 と記「①戦前」の政策決定過程では、「(1)政策立案過程 上記「①戦前」の政策決定過程では、「(1)政策立案過程 となるとは限らなかった。国務大臣としての輔弼責 国家意思となるとは限らなかった。国務大臣としての輔弼責 国家意思となるとは限らなかった。国務大臣としての輔弼責 国家意思となるとは限らなかった。国務大臣としての輔弼責 国家意思となるとは限らなかった。国務大臣としての輔弼責 国家意思となるとは限らなかった。国務大臣としての輔弼責 国家意思となるとは限らなかった。国務大臣としての輔弼責 国家意思となる過程」では、「(1)政策立案過程」 いても、

日記、

書簡等の私文書の情報に頼らざるを得ない。

舞台裏での駆け引き等について

関係閣僚間での最終的合意等につ

元老等との間の合意形成、

枢密院での議事についても、

存在している。しかし、閣議請議から閣議にいたる過程での指導会議等については、参謀本部第二十班作成の議事録等が

て御前会議が位置することとなっている。
ては大本営が国家最高意思決定機関であった。しかし、第一ては大本営が国家最高意思決定機関とし内閣で最高戦争指導会議)、そのうえの最高意思決定機関とお大本営が設置されると国務と統帥の一致(政戦略の一致)が大本営が設置されると国務と統帥の一致(政戦略の一致)が大本営が設置されると国務と統帥の一致(政戦略の一致)が大本営が国家最高意思決定機関であった。しかし、第一ては大本営が国家最高意思決定機関であった。しかし、第一

あ る。 ご ご が、 知るには、参加閣僚等の日記、 モはあるとされる)で、国家意思決定過程である閣議内容を しかし、議事録がないとされる閣議 やはり閣議請議から閣議決定(閣議諒解)にいたる公文書で 事を経なければならなかった。この枢密院での議事について 思決定となったわけでなく、 に頼ることとなる。戦前の場合は、閣議決定だけで国家的意 は、議事録が存在し、議事内容を理解できる。また、 争後に設置された御前会議、大本営政府連絡会議、 この過程で多くの文書が作成されるが、 具体的な対立とその収束にいたる過程は理解できない。 両者の偏差により、閣議における問題点が理解される · 条約等については枢密院での議 あるいは内容を記した書簡等 (内閣書記官長によるメ 中心となるのは、 最高戦争 日中戦

> のが実情である。 これについても、多くを日記等の私文書に頼らざるを得ないして、最終的に、天皇に上奏し、裁可を受けることとなるが、して、最終的に、天皇に上奏し、裁可を受けることとなるが、は、参加者の日記等に依存しなければならないのである。そ

が国家意思決定にとって重要な要因となった。政策決定過程が、議会制民主主義の採用により基本的に議会における多数 与党内で多数を占めない政府・内閣においては、与党との調 ることとなる。 書は少ない。この点についても、政策立案過程同様、 党文書も一部公開されているが、 整のため複雑な過程をへることとなった。この点についても は、立案過程同様、政府―与党間での合意形成を必要とし、 公文書ではなく、日記等の私文書に依存せざるをえな 相手国の公文書等にも依拠することとなる。 による日記等の私文書およびオーラル・ヒストリーに依存す 戦後においては、 なお、外交政策については、 戦前が天皇の「輔弼」事項であったもの 政策過程を明らかにする文 日本のみならず 当事者

近代日本史研究において政策過程および政治過程研究の(3)政策実施・執行過程

でなくとも、執行過程で自らの組織に対応して解釈を付加す「読み替え」「サボタージュ」等が起こる。また、「読み替え」提としている。しかし、外交政策などでは、出先機関によるちに、決定された政策がそのまま実施・執行されることを前らは、政策決定過程についてである。この傾向は、暗黙のう心は、政策決定過程についてである。この傾向は、暗黙のう

策立案は、そのガイドラインにそったものであることはいう 科学省)から国立大学への移牒等は、 であるため、 するものとして位置づける必要がある。また、文部省 されがちであるが、地方公共団体における新たな政策を要請 体等への移牒も含めており、文書としては「写」であり閑却 る。この政策実施・執行過程には、中央官庁から地方公共団 となるだろうが、日本近代史では未開発な分野であるといえ 政策評価が重要な課題となりつつある今日、 ることも十分にありえる。 命令の形態を有していない。しかし、多くの政 政策実施・執行過程につい 同省が指導・助言機関 ・重要な研究対象 ては、 (文部

上記の政策実施・執行過程とは次記のようなものである。

までもない。

公共団体等→国民→政策評価政策決定事項→主管官庁→(移牒・伝達)→出先機関

地方

この点も、私文書である日記等に依存するのである。主管官庁より出先機関および地方公共団体に移牒・伝達された施行細則も作成されて伝達されることがある。これを関で新たに作成する場合もある。しかし、外交政策の場合、「読み替に作成する場合もある。しかし、外交政策の場合、「読み替に作成する場合もある。しかし、外交政策の場合、「読み替に作成する場合もある。しかし、外交政策の場合、「読み替に作成する場合もある。との過程は、政策決定文書が浄書され、浄書されたものがこの点も、私文書である日記等に依存するのである。

おわりに

現在における重要度を必要としない領域なのである。するにあたっての基準は、歴史的時間が決定的な要因であり、が存在していることは言うまでもない。しかし、それを保存といってよい。もちろん、巨視的にみれば、他に多くの文書といってよい。もちろん、巨視的にみれば、他に多くの文書が代文書は、政策過程のなかで、その多くが位置付けうる

課長 は、公務に従事した主管局課の担当者 庁等内での意見の相違・対立関係が明らかとなり、多様な「案_ 折衝が明確となる。これにより、政策立案段階では、 ば、現状では、明らかでない他部局や他の公官庁との交渉・ レベルで作成されたメモ・日記等が公文書の原案から成案ま 合理的に選択された過程が明らかになる。そして、その過程 のなかから、決定文書(本稿では、閣議請議が相当する) 政策過程に準拠して問題ごとに記録 ならば、記録の作り方そのものが違ってくることとなろう。 の特定につながることとなる。そして、政策過程に準拠する うな文書の発生状況は、それが記録化される部局および個人 関係もあり、具体的に言及できなかった。しかし、上記のよ 上記の分類・類型化は、政策過程論からする文書(後 および廃棄・文書館等への移管・保存については紙幅の の発生を述べたものであり、この後の記録化 (起案責任者)、主管局長、 省議、 (簿冊) を作成するなら 次官、 (起案者)、主管課の 大臣という各 (文書の 主管官 0 史

庁がおこなった諸政策について歴史的に分析するが、

政策過

各公官

他の国内公官庁のみならず、広く他国の政策との

そして、歴史学的な知見をマクロ的

最後に、シンクタンク的な意味を持った文書館は、

比較を可能にしている。

に導入すれば、

-文化」の存在を明らかにするのではないだろうか。 (®)

当該機関の個性・特性を明らかにし、

固有

4

るが、後に収集の対象となろう)。

綴り込まれることとなる。一方、日記等は、個人で所蔵され(記録化の過程で会議や他部局らとの交渉・折衝等のメモはでを説明するうえで重要であることを再認識させるのである

理化につながり、移管を受けた文書館は、公官庁におけるシ これに相当する)、記録・文書の移管・廃棄という業務の合 ることとなる。と同時に、残すべき記録・文書が明確となり ける先例となり、後の政策立案におけるコストを著しく下げ はないだろうか。 ⁽³¹⁾ とは、現用記録と非現用記録が混在する記録・文書群を有す 要性とこれにともなう地位向上がはかれるであろう。このこ とによって文書管理機関としての文書館の公官庁における重 書館業務の対象を非現用記録から、現用記録へと拡大するこ ンクタンク的な役目をも担うこととなろう。その意味で、 る現行の公官庁にとっても、 (新規事業を中心とし、新たな政策立案を必要とした場合が 結果、このようにしてまとめられた記録は、 合理的な管理体制と言えるので 政策立 案にお 文

3

する一考察」古島幹雄・市橋勝・小池聖一編『「境界」概念を

巡る学際的研究』(二〇〇〇年三月)

)参照。

- (2)「日本近代史学の「現在」―歴史学の総合性と「境界」に関
 る「再評価」に過ぎない。また、既存史料の再評価より、新
 れる傾向にある。それゆえ、国立公文書館における公文書の 用よりも、国立国会図書館憲政資料室や外務省外交史料館の 用よりも、国立国会図書館憲政資料室や外務省外交史料館の 用よりも、国立国会図書館憲政資料室や外務省外交史料館の 市である。もちろん、この現象は、戦後、日本における公文書利 中である。もちろん、この現象は、戦後、日本における公文書利 は、前後、日本における公文書利 は、前後、日本における公文書利 は、前後、日本における公文書利 は、前後、日本における公文書利 は、前後、日本における公文書利 は、前後、日本における公文書利 は、前後、日本における公文書利
- 近代史料研究の方向性については、既に二十年も前に、松近代史料研究の方向性を、史料学的基礎を確立足正人氏が近現代史料研究の方向性を、史料学の下位分野閣出版、一九八〇年)。しかし、その後は、史料学の下位分野閣出版、一九八〇年)。しかし、その後は、史料学の下位分野閣出版、一九八〇年)。しかし、その後は、史料学の下位分野閣出版、一九八〇年)。と、史料管理学・記録管理論としてのとしての文書学(論)と、史料管理学・記録管理論としてのとしての文書学(論)と、史料管理学・記録管理論としての大向が中心となっている(鈴江英一「第一〇章」近現「大学図書刊行会、二〇〇二年、参照)。
- 一○○○年九月)もふくめ、中野目「内閣記録局小史」・西川一号の制定・執行過程を一例に~」『日本歴史』(第六二八号、拙稿「『閣議』の文書学的一考察~芦田内閣期、政令第二○
- 13

果である(荒敬「第四章 ている。また、占領期研究における荒敬氏の研究も重要な成 『日本占領史研究序説』柏書房、 「カガミの成立」・佐々木「近代私文書論序説」と合わせて 本歴史』第六二八号で、「特集近代文書論」の特集を行っ GHQ資料の管理部局と資料解読 一九九四年)。

5 に認識している。 情報公開法制定にともなう状況について筆者は、 次のよう

りうるのである にとどめおくか廃棄され、 れたものであり、現局が有する最重要の意思決定文書が現局 た資料についても、文書保存規程にともない機械的に移管さ はあるものの、公開には至っていない場合も多い。 らの機関が歴史的に重要な資料を整理・保存するという傾向 れているが、多くは、現局との間で廃棄規程を設けて、 次的に請求に伴って公開するという個別対応を中心に行う場 系の研究環境は整備されつつある)。そして、公開も現局で逐 等の情報公開は、飛躍的に進んでいる。このため、 にある(反面、 規程にともなう保存年限で非現用記録・文書を処分する傾向 合が多い。残念ながら、県単位で公文書館や文書館が設立さ かうより、現用記録と非現用記録を厳密に分類し、 たものの、公的機関の対応は、 まず、記録・文書の原則的公開が義務付けられるようになっ インターネットを通じて政府機関の審議記録 公開機関に移管されないこともあ 過去の情報の整理・公開へむ 現状分析 文書保存 移管され

する部局が公的機関のなかで発言力を持たない場合が多いこ このような状況に至っている理由は、 第一に、 資料を保存

> され、合理的選択のようにみえても、 専門的知識が個人や部局ごとに蓄積されなくなりつつある。 以上の状況により、政策は蓄積されず、立案は経験則で展開 が多い。さらに、上級職を中心に約三年で部署を替わるため、 の結果としての記録・文書を有することに意義を持たない者 等の官僚は継承される政策立案上の経験則が重要であり、そ 文書を個人的に保存する官僚も多かったが、 れるのである。 に追われる彼等官僚にとっては、むしろ必要でないと理解さ 存という業務は重要視されない。また、常に更新される現状 画立案機能に特化しつつある中央官庁では、資料の整理・保 とんどである。このため、 具体的な内容や政策決定の経緯が分からずとも良い場合がほ も重要な原議である必要は無く、「写」で十分である。また、 ているものの、このような文書・記録は、歴史資料として最 定におけるコストダウンを図るために過去の先例を必要とし 今日の中央官庁等では日々の政策立案が重要であり、 に採用される政策のために使用される場合がある。しかし、 めに利用される場合と、 相当する記録・文書は、 とである。 日本の公的機関、特に中央官庁等の場合、 かつて、自らの政策立案に誇りを持ち、 前例踏襲主義の名のもとに、 新しい政策の正当性を理由づけるた 行政改革により仕事量が増え、 現在の中央官庁 先例に 政策決 継続的 記録 企

もちろん、 このように、 日本の官僚が公的な記録・文書を 増分主義的な選択でも良かった、などという場合もあり、

その実、

先例であり、

策立案にコストがかかる状況になりつつあるように思われ

運動にみられるような市民グループによる情報公開請求は、 書を焼却した歴史を日本の公官庁は持っている。また、 敗戦にあたって自らの正当性を主張することなく、記録・文 多くが「食糧費」問題に代表されるような行政支出の不正追 打電後はすべて「カラ」と称されることでも理解できよう。 れてはいない。外務省でも、大臣決裁の訓令電報であっても、 から今に至るまで、政策が執行されたあとの文書は重要視さ 体の政策的分析として位置付けけられることはほとんどな 責任追求が行われる。しかし、「食糧費」問題を県なら県政全 では、「食糧費」の内実が重要であり、また、これにともなう 求にみられる体制へのチェック機能として行使される。 大切にしてこなかったことは、今にはじまったことではない。 きているが、 析を通じて、市民の側が代替案を提示したという実例を余り 開するところが増えつつある。しかし、公開された資料の分 のもとで企業会計の導入などを行うと共に、積極的に情報公 という視点はない)。また、最近、一部の県では、 マン運動者に、後述の歴史資料としての保存・公開の重要性 公開それ自体が萎縮することとなっている(また、オンブズ 公開・非公開をめぐる鼬ごっこがつづくこととなり、 ループと「責任」追求を回避しようとする公的機関との間で 第二に、情報公開を求める側の問題である。オンブズマン)府案の代替あるいは政府案として採用されるようになって かない。中央では、 個別的な摘発による責任論が中心となる。結果、 地方レベルでは、 経団連(民僚)等による政策立案が、 公開される情報を分析できる 知事の指導 情報の 市民グ 戦前

6

る研究者の側にないことである。

大籐修「史料と記録史料学」『記録と史料』創刊号、一九九大籐修「史料と記録史料学」『記録と史料 創刊号、一九九八年。鈴江栄一著『近現代史料と現代』吉川弘文館、一九九八年。鈴江栄一著『近現代史料と現代』吉川弘文館、一九九八年。鈴江栄一著『近現代史料と現代』吉川弘文館、一九九八年。鈴江栄一著『近現代史料と現代』吉川弘文館、一九九八年。鈴江栄一著『近現代史料と現代』吉川弘文館、一九九八年。鈴江栄一著『記録史料学の一、現在に至っているのである)安藤正入著『記録史料学の一年。また、記録の評価・選別について」『広島県立文書館紀要』(第五号、平成十三年)参照。

(7) 中野目前掲書、十三頁。

研究会がある(『日本近代資料情報機関設立の具体化に関する(8) 具体的な成果としては、筆者も関与している近代日本史料

B)、代表、政策研究大学院大学教授伊藤隆)。 史料情報機関設立の総括的かつ細目に関する研究』(基盤研究盤研究B)研究成果報告書、平成十三・十四年度『日本近代盤研究』二○○一年三月、平成十一・十二年度科学研究費(基

- (9) このような情報公開請求制度にもとづく歴史文書の公開となどが挙げられよう。
- (10) 三上昭美「西ヨーロッパの公文書館」『中央史学』第十六巻、「九九三年三月。公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会編『公文書館における専門職員の養成及切資格制度に関する研究会編『公文書館における専門職員の養成及び資格の重要性を述べているわけではない。企業にしても社会性をの重要性を述べているわけではない。企業にしても社会性をの重要性を述べているわけではない。企業にしても社会性をの重要性を述べているわけではない。企業にしても対象が、個々にその存在証明をかけた史料の整理・保存しており、個々にその存在証明をかけた史料の整理・保存しており、個々にその存在証明をかけた史料の整理・保存しており、個々にその存在証明をかけた史料の整理・保存しており、個々にその存在証明をかけた史料の整理・保存しており、個々にその存在証明をかけた史料の整理・保存しており、

が必要である。

 $\widehat{16}$

拙稿「(史料紹介) 外務省記録と「重光葵関係文書」につい

解題」『森戸辰男関係文書目録』森戸文書研究会編、広島大解題」『森戸辰男関係文書目録』なお、公文書学的一考察~芦田内閣期、政令第二〇一号の制定・執行過程を一例に~」『日本歴史』第五八四号、一九九七年一月。「閣議」の文書学的一考察~芦田内閣期、政令第二〇一号の制定・執行過程を一例に~」『日本歴史』第五八四号、一九九七年一月。「『閣第四号、二〇〇二年三月。「広島大学の政策過程」「広島大学史紀要」月。「文書から見た広島大学の政策過程」「広島大学中心とする具体的な分析については、拙稿(12) なお、公文書を中心とする具体的な分析については、拙稿

究会)』第八号、一九九六年十二月、参照

- (15) 日本近代史における私文書論については、佐々木隆「近代 私文書論序説―署名表現にみる政治的関係―」『日本歴史』(第 一宛名表現にみる政治的関係―」『年報 近代日本研究』(第 十二号、山川出版社、一九九〇年)参照。本稿は、政策過程 十二号、山川出版社、一九九〇年)参照。本稿は、政策過程 論から私文書を位置付けたが、私文書それ自体に様式と機能 の両面で、近代文書学の発展を可能にする意義と意味を有し でいる。この点についての研究は、佐々木氏の研究が政策過程 でいる。この点についての研究は、佐々木氏の研究が政策過程 を対している。
- 八四~六年。

 「四~六年。

 八四~六年。

 八四~六年。

 「明治時代の政治的コミュニー』中公新書、一九九九年。同「明治時代の政治的コミュニー」中公新書、一九九九年。同「明治時代の政治的コミュニー」 中公新書、一推博文の情報戦略―藩閥政治家たちの攻防で」『外交史料館報』第七号、一九九四年三月、参照。
- および前掲『森戸辰男関係文書目録』参照。係文書』丸善株式会社(マイクロ版集成)二〇〇〇年十月、(18) 「解題」『森戸辰男関係文書 片山・芦田政権下「閣議」』
- (19) 前掲註 (14)。

- (21) 御厨貴著『オーラル・ヒストリー』中公新書、二〇〇二年。 る。他に、主管課の課長が説明のために参加する場合がある。 とは少なく、基本的に次官(事務次官)以下で構成されることは少なく、基本的に次官(事務次官)以下で構成されることは少なく、基本的に次官(事務次官)以下で構成される。 (21) 省議に参加できるのは、大臣・次官・官房長、各局長およ

ることを実証した。

- (2) 維展書書「オーラバ・ヒラート」」中名義書「二〇〇二年 で、 後文教政策の見なおしプロジェクト」に参加し、これまで、 後文教政策の見なおしプロジェクト」に参加し、これまで、 とでのオーラル・ヒストリーを行ない、現在、西田亀久夫元文 部審議官、藤波孝生代議士のオーラル・ヒストリーを行なっ でいる。他に現在、竹下虎之助元広島県知事のオーラル・ヒストリーを行なっている。本稿は、オーラル・ヒストリーを行なっ なる知見にも多くを依っている。 よる知見にも多くを依っている。
- については、現在、宮内庁で公開されている。 編纂・記録化のうえで宮中で保管している。この『秘書類纂』を過程については、伊藤博文による「秘書類纂」という形で(23) このため、公文書のうち明治憲法(大日本帝国憲法)の制
- (24) 日中戦争開始にともなう大本営設置後の国家意思決定機関

- 藤元英編『アジア太平洋戦争期政策決定文書』(原書房、二〇「解題』アジア太平洋戦争期における政戦両略国策決定」佐の変遷とそれから派生した文書の概要については、佐藤元英
- ■立公文書館所蔵『公文別録』等に所収されている。○一年)参照。
- (26) 国立公文書館所蔵。『枢密院会議議事録』として東京大学出(25) 国立公文書館所蔵『公文別録』等に所収されている。

 $\widehat{27}$

版会から刊行されている。

- 館所蔵 がある。大本営政府連絡懇談会・大本営政府連絡会議につい 六七年)、参謀本部所蔵『敗戦の記録』(原書房、 書』、同『大東亜戦争関係 戦争指導会議構成員会議については、 戦時中ノ重要国策決定文書』および参謀本部編『杉山メモ--本営機密戦争日誌』、外務省外交史料館所蔵『大東亜戦争関係 ては、防衛庁防衛研究所図書館所蔵『重要国策綴』、同前『大 および外務省外交史料館所蔵『ポツダム宣言受諾関係一件』、 所蔵『戦争指導・重要国策文書』、同『大本営機密戦争日誌』、 受諾関係一 大本営・政府連絡会議筆記―』が、最高戦争指導会議 部所蔵 御前会議に関する文書としては、 『杉山メモ―大本営・政府連絡会議筆記―』(原書房、 『大東亜戦争関係 『敗戦の記録』、外務省外交史料館所蔵『ポツダム宣言 『重要国策綴』、 件』等が存在している。詳しくは、 同前 開戦ニ直接関係アル重要国策決定文 開戦関係重要事項集』、 『大本営機密戦争日誌』、 防衛庁防衛研究所図 防衛庁防衛研究所図書 前傾、 一九六七年)
- (28) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『倉富勇三郎日記』等が代題を参照。

表的な史料である。

両者間の交渉過程およびGHQによる指令・指導関係が存在 司令部(本国間およびGHQ内部の政治過程を含む)があり、 川弘文館、二〇〇二年)参照。しかし、占領期については、 川弘文館、二〇〇二年)参照。しかし、占領期については、 連合国による間接統治下にあるため、閣議が最高国家意思決 連合国による間接統治下にあるため、閣議が最高国家意思決 連合国による間接統治下にあるため、閣議が最高国家意思決 連合国による間接統治下にあるため、閣議が最高国家意思決

(30) 国立国会図書館所蔵『新自由クラブ関係文書』および同『浅一号の制定・執行過程を一例に~」参照。

傾拙稿「『閣議』の文書学的一考察~芦田内閣期、

政令第二〇

「行政文書」では理解できないこととなる。しかし、「行政文

している。なお、占領期における閣議の態様については、

(31) 前掲注 (22)。

沼稲次郎関係文書』等。

- 第四号、二〇〇二年三月、参照。(32) 拙稿「文書から見た広島大学の政策過程」『広島大学史紀要』
- 開法の中心たるべき近代以降の文書から、「古」文書となってとなってしまう。また、収集の対象も、公文書館法や情報公(33) この歴史的時間を強調すれば、史料の保存は、all or nothing

しまうだろう。

ては認識することができない方式で作られた記録をいう)」と電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び(34) 情報公開法において保存の対象となる「行政文書」は、「行

かれていることが理解できる。とすれば、上記の政策過程の

定を遵守すれば、政策過程の全容は、情報公開から導かれる等は、これに当たらないこととなる」とされている。この規職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料る当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料る当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料の当該文書の写しや職員の人的な機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。したがって、利用・保存されている状態のものをはなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなではなく、組織としての共用文書の実質を構えた状態、すなではなく、組織としての共用文書の実質を構えた状態、すない。

織」におかれ、これに対置するものとして「職員個人」 保存されているものは除く」とあり、 前の文書であっても、組織において業務上必要なものとして 保存することが可能である。同様に、文部科学省では、「起案 よっては、政策過程にそって「写」等も「行政文書」として 縮が可能であるとの意味であるが、「適切な調整」 項目は、本来、正本・原本以外の「行政文書」の廃棄期間短 部において適切な調整を図る必要があるとされている」。この 当する限り適正に管理する義務がある」とされ、行政機関内 場合に、正本・原本か否かにかかわりなく、「行政文書」に該 する場合又は原本のほかにコピーが行政文書として存在する 政文書の保存期間〉第四項では「同一の行政文書が複数存在 月二十五日、各省庁事務連絡会議申合せ)の(留意事項) 書の管理方策に関するガイドラインについて」(平成十二年二 本文解釈の重点が「 の解釈に

規定されている(第二条第二項)。この規定を「情報公開法要

必要性が、

前例研究として必要との組織的合意ができれば、

て、より学際的かつ総合的な研究分野となるのではないだろが多くなり、また、政策科学的な知見も導入することによっが多くなり、また、政策科学的な知見も導入することによってはある(前傾安藤著書および鈴江著書を参照)。しかし、本ではある(前傾安藤著書および鈴江著書を参照)。しかし、本ではある。

とのネットワーク機能を有したセンター的機関を別途設置すとしての文書館は、政策過程が再現できる公文書を中心に、整すべきであると考えている。この基本の上に、膨大な量と集すべきであると考えている。この基本の上に、膨大な量と集すが設置されているため、同館の業務を近代公文書を中心なる国家意思決定レベルの文書については、すでに国立公文なる国家意思決定レベルの文書については、方でに国立公文なる国家意思決定レベルの文書については、各地の文書を中心に、整理・保管・公開させ、私文書については、各地の文書を中心に、

本さであると考えている。その際、近世以前の歴史文書については、公文書館の内閣文庫も含めて史料館、大学等と研究・情歴史博物館等)として地域の郷土資料館、大学等と研究・情歴史博物館等)として地域の郷土資料館、大学等と研究・情歴史博物館等)として地域の郷土資料館、大学等と研究・情歴史博物館等)として地域の郷土資料館、大学等と研究・情歴史博物館等)として地域の郷土資料館、大学等と研究・情歴史博物館等)として地域の郷土資料館、大学等と研究・情歴史博物館等)として地域の郷土資料館、大学等と研究・情歴史博物館等)として地域の郷土資料館、大学等と研究・情歴史博物館等)として地域の郷土資料館、大学を表示している。その際、近世以前の歴史文書につれては、出稿「独立行政法人下の大学公文書館の責務と課別、および森下祥子「アーカイブズシステムの構築」『アーカイブズ』(第九号、二〇〇二年七月)参照。

(広島大学総合科学部)

Modern Historical Documents within the Progress of Strategical Change —current research of Japanese modern historical documents—

Seiichi Koike

The law of opening records to the public made it possible to use contemporary documents historical sources and widely enlarged the field of Japanese modern historical stories. Further, as laid down by paragraph 4 of the low of opening record, archives have to be established. As the research of documents is becoming more positively, it helps to verify facts and to show the logical historical development from past to present.

This report is focused on the present. First, I intended to analyze the history of research up to now. As a second step, I classified the modern Japanese historical documents from the point of view of empirical historical science. Third, I considered on the creation of this documents within the progress of strategical change. As a result, many of the modern historical records could be placed correctly on the background of strategical development succeeding in registering the documents in comparison with the flow of strategical change. We could rationalize business work like recording, transfer or abolition of documents. Authorized archives also could contribute as a SINK TANK for government institutions. Analyzing the strategies of one government institution it would help to compare them with strategies of another government institution or even with strategies of foreign countries. Introducing historical view in a macro field. We intend to make clear the identity and peculiar character of our institution.